

令和8年度ウェブ広告及び知事記者会見動画制作・配信業務委託に関する仕様書（案）

1 業務名

令和8年度ウェブ広告及び知事記者会見動画制作・配信業務委託

2 業務の目的

県の主要施策や主要事業等について、ウェブ広告及び知事記者会見動画を配信することで、県民の県政への理解と協力を促進することを目的とする。

3 委託料

円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。なお、委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 ウェブ広告制作・配信業務の内容

(1) ウェブ広告による県政情報の発信

県の事業や施策などの広報内容について、広報内容にあった効果的な広告媒体を単独又は複数を組み合わせて、広告を実施すること。

広告の実施に当たっては、県が提供するイラスト、写真、資料等をもとに、使用する広告媒体に適切な広告用バナー（静止画又は動画）を作成すること。

ア 使用する広告媒体

(ア) インターネット広告：検索連動型広告、バナー広告

(イ) SNS 広告：Instagram、LINE、Facebook、X（旧 Twitter）等

※その他、効果的な広告手段があれば提案すること

※最終的な広告手法は、県と協議の上、決定すること

イ 広告の誘導先

県公式ウェブサイト又は県が指定するコンテンツとする。

ウ 出稿回数

年間14回以上（テーマは広報課が指定する。）

エ 出稿期間

1回につき、1か月間程度

オ 目標設定

年間計画（14回以上）の広告は1回あたり表示回数及び表示人数の最低値は、70,000回とする。各回、広報効果が最大化するよう、当該広報内容、個別のターゲット層、情勢等の分析を行った上で、より多くの者に到達するよう設定すること。

(2) バナー素材の作成

県が提供するイラスト、写真、資料等をもとに、使用する広告媒体に適切な広告用バナー（静止画又は動画）を作成すること。

なお、作成したバナー素材のデータを県へ提供すること。

(3) 広告の効果測定

各回の出稿期間終了後、広告の効果・測定結果について、実施した広告ごとにイ

ンプレッション数、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数・内容等のレポートを報告すること。また、実施した広告測定結果の検証・分析を行い報告すること。

(4) 成果品

作成した広告用バナー、効果測定結果（レポート）を広告終了日から、30日以内に納品すること。また、制作が全て終了した後、成果品を記録媒体に記録して県に提出すること。

6 知事定例記者会見動画制作・配信業務の内容

- (1) 会見日時は、定例記者会見においては、会見実施月の初日までに県から通知する。
（年間16回程度）
- (2) 会見開始10分前までに沖縄県庁6階第2特別会議室又は県が指定する場所において、必要機材を持参し撮影準備を完了しておくこと。なお、会見前の打合せ等は想定していない。
- (3) 会見時間は発表事項1～3項目程度と、県政記者クラブ所属の記者との質疑応答で約30分程度。撮影は、開始から終了まで全て行うこと。
- (4) 動画冒頭において、会見実施日及びタイトル（知事定例記者会見）を挿入すること。
- (5) 県公式Youtubeでの配信について、原則として、会見実施日当日中にアップロードし、翌開庁日までに字幕を付与すること（クローズドキャプション）。
- (6) 制作が全て終了した後、動画を記録媒体に記録して県に提出すること。また、本業務の中で撮影した映像で、完成物として納品される映像の著作権は、県に譲渡されたものとする。
- (7) Youtubeへアップロードする動画の形式等は以下のとおりとする。
ファイル形式：mp4
解像度（フレームサイズ）：フレーム幅1,920×フレーム高1,080
ビットレート：4,000kbp

7 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

【契約の主たる部分】

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

【その他、簡易な業務】

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

8 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県知事公室広報課及び受託者で協議の上、決定する。